# 「マイナンバーの本性」 と 会社の信用を守る個人情報管理

2015.10.5

弁護士法人エルティ総合法律事務所 所長弁護士/公認システム監査人 藤谷護人

# 1. マイナンバーの概要 〈別紙参照〉

#### く 10分でわかる「マイナンバー」>

- ▶ Ⅰ.マイナンバー制度の概要
  - 1.マイナンバーって何??
  - 2.何に使うの?
  - 3.「行政手続」といってもいろいろあるが・・
- I.企業がやらなければいけないこと
  - 1.税金や社会保険の事務に関して、従業員や顧客・取引先(個人の場合)からマイナンバーを収集・保管し、行政に提出する書類に記載する。
  - 2.マイナンバーの取扱いは、厳しい規制がある。
  - 3.どう対処したものか・・。
  - 4.今年の年末調整や、来年3月の確定申告前に従業員に渡す書類のマイナンバー対応は必要か?
- Ⅲ.安全管理措置
  - 1.安全管理措置とは?
  - 2.局面ごとの安全管理措置
- ▶ Ⅳ.そういえば、法人番号というものもありまして

# 2-1.「個人情報保護法」と「マイナンバー法」と「パーソナルデータ的改正」の関係+α

- (1)「個人情報保護法」(平成17年4月1日完全施行)は、「文化革命」=
- ●自己情報コントロール権
- (2)「マイナンバー法」は「個人情報保護法」の「特別法」=
- ▶ 「個人番号の行政権力による強制付番」と「特定個人情報(個人番
- ► 号付の個人情報)に対する行政権力による利用実施権」の設定
- ▶ (3)「パーソナルデータ的改正」=立法権力(多数決)により、企業の財産権として
- ▶ 「ビックデータ活用権」を承認し、本人(個人)の自己情報コントロール
- ▶ 権から同意権を不必要化する改正
- **(4)「匿名加工情報提供法(H27秋予定)」**
- → 行政機関の保有する個人情報を希望企業に匿名加工して提供

# 〈個人情報保護法、Before・After・2つの改正後+α〉



個人情報は、 手に入れた者 の所有物。

自由に加工・利活用



個人情報は、 本人の所有物。

自己情報コントロール権

加工・利活用に は本人の承諾が 必要



個 情報 保護 法

### マイナンバー法

- ・個人番号付番
- ・行政に特定個人情報 利用実施権

匿名加工情報利 用法(予定)

・行政機関保有個人 情報を民間提供

パーソナルデータ 十 的改正

・パーソナルデータの、利用に本人同意不要



# 2-2.個人情報保護法とマイナンバー法の関係

■ 個人情報保護法が、「基本的人権」として、プライバシー権=自己情報コントロール権を認めたものであったなら、「国家権力は、多数決をもってしても、(たとえ少数意見だったとしても)個人情報のオーナーである本人の意向を無視して、個人番号(マイナンバー)を権力的に付番することも、行政権力が、「特定個人情報」(個人番号と結合された個人情報)を、本人の承諾を得ないで、利用してはならない。」筈である。

これらを行政権力に認めるマイナンバー法は、基本的人権である自己 情報コントロール権に対する「公共の福祉」による制限として、合憲である と解釈するのであろうか。

■ あるいは、個人情報保護法は、個人情報利用調整法に過ぎず、基本 的人権としての自己情報コントロール権を認めたものではなかった、のか?

# 2-3.個人情報保護法とパーソナルデータ的改正の関係

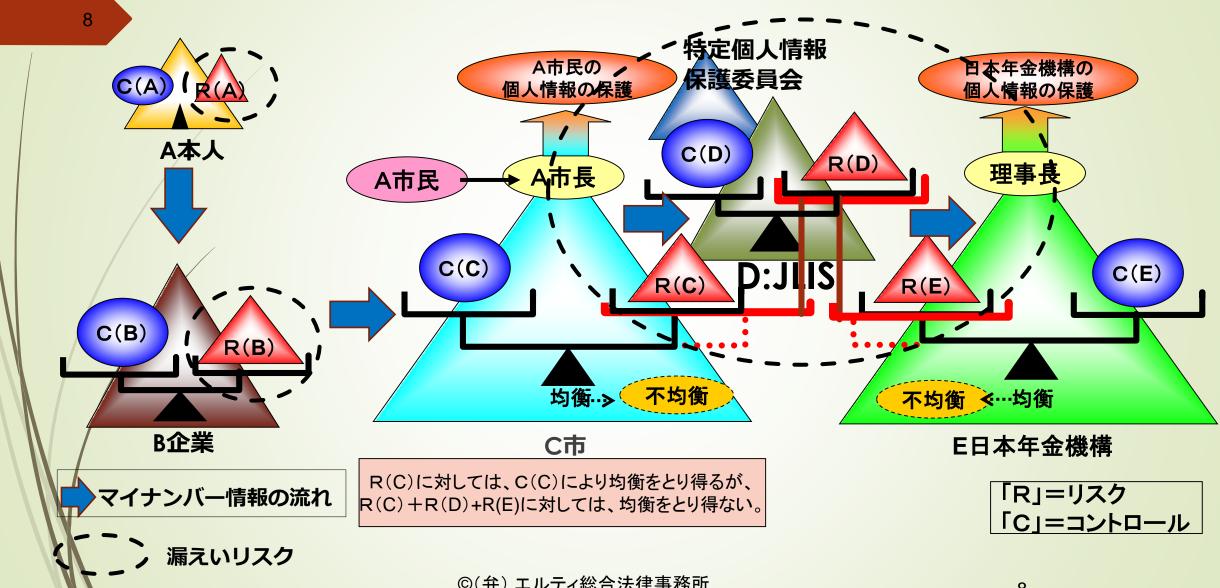
- 個人情報保護法が、制定施行されたときに、本人=個人が、プライバシー権=自己情報コントロール権を、「財産権」として、もっと強く意識していたなら、
- ► たとえ、ビックデータ活用が、企業の活性化を促し、国家経済の発揚につながるとしても、あるいは、自民党絶対多数政権下であったとしても、「パーソナルデータ」は、「特定個人識別性」を失う訳でないことは、認識されているのだから、かくも簡単に、財産的範囲が削られることは無かったのではないか。
- CF.土地所有権は、個人的な支配が可能な上空と地下のみに及ぶ

# 3-1.もしも「特定個人情報」が漏えいしたら

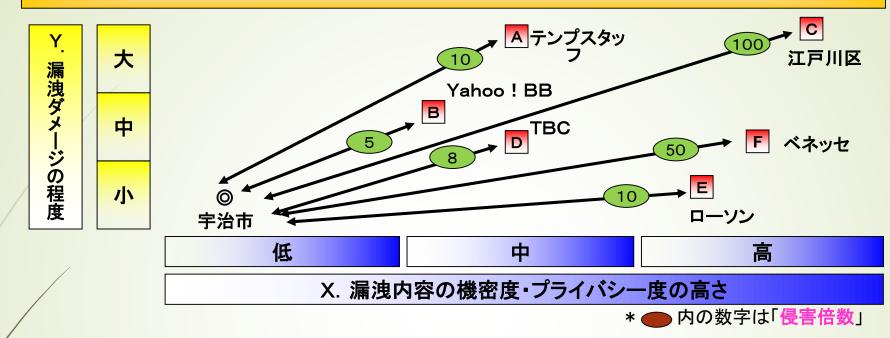
- 本人から漏えいした場合 → 自己責任
- 企業から漏えいした場合 → 損害賠償責任、故意の場合は刑事罰
  - ・「損害賠償額」はどれくらいか
  - ・社会的信用の毀損損害はどれくらいか

- 自治体から漏えいした場合 → 国家賠償請求
- JLISから漏えいした場合 → 国家賠償請求
- 日本年金機構から漏えいした場合 → 国家賠償請求

#### 3-2. マイナンバー制度における情報漏えいリスクはどこか



# 3-3. 損害賠償算定テンプレート



#### 情報漏洩事例のまとめ

	漏洩情報(推測を含む)	機密度	ダメージ	侵害倍数	賠償額 (予測測定)
宇治市	基本情報のみ	低	小	1	1万円
Yahoo!BB	基本情報、メールアドレス、ID	中の下	中	5	5万円
テンプスタッフ	基本情報、非公開の携帯電話番号、美人度ランキング	中	大	10	10万円
江戸川区	基本情報、病歴	高	大	100	100万円
TBC	<b>C</b> 基本情報、セクシャルな事柄		中	8	8万円
ローソン	基本情報、電話番号、職業、年収、クレジットカードの番号	高の下	中	10	10万円

## 個人情報の種類

10

	漏洩内容の機密度・プライバシー度							
程度	低	中	即					
区分	基本情報	取扱注意情報	センシティブ情報					
意味	<ul><li>個人を特定するための基本的な情報</li><li>住民基本台帳に登録され制度的に公開が予定されている情報</li></ul>	・ 機密度やプライバシー度 が基本情報よりも高く、ある 程度の高さの取扱注意を要 する情報	・機密度やプライバシー度 が最高度に高く、その情報が 知れることによって、社会的 な不利益や差別につながる 可能性を持つ情報					
具体例	氏名 住所 生年月日 性別 イエローページ掲載の 電話番号 ・ ・ ・	メールアドレス イエローページ不掲載の 電話番号 携帯電話の電話番号 美人度ランキング 美容に関する相談内容 口座情報 クレジットカード番号 職業 年収 ・	思想・信条・宗教に関する情報 歴史的社会的帰属情報 健康・病歴情報 多額債務情報 ・					

## 〈漏洩ダメージの程度〉

大

- •二次流出、三次流出も起こり、回収は不可能
- •漏洩データを使った侵害行為が発生した

中

小

- •漏洩データが回収できていない
- •漏洩データを使った侵害行為は行っていない

- •漏洩データがすべて回収された
- •漏洩データを使った侵害行為も起こらなかった

# 3-3. 個人情報漏えい事故の損害賠償は、

検討事例:平成6年12月7日、江戸川区で住民健康診断 データ(含む病歴)9万人分が流出しました。あなたが、こ の事件の被害者だったとして、江戸川区に対して、損害賠償を求めて、国家賠償請求訴訟を提起したとします。裁判 所は、いくらの損害賠償を認めてくれるでしょうか。40

●●●円/人

9万人全員だと? ●●●円!

当年度の江戸川区の年間予算は、●●●円!



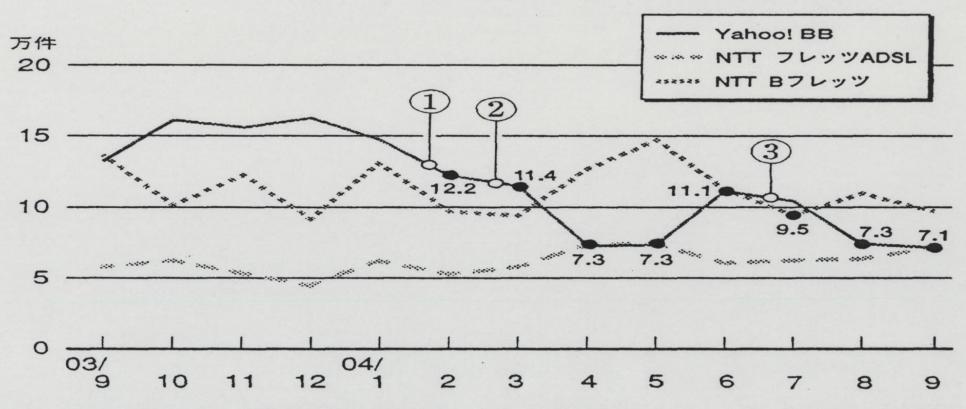
# 3-4. マイナンバー付情報 (特定個人情報)の価値

質問:マイナンバー付情報(特定個人情報)が漏えいした場合の 損害賠償額は、単なる個人情報漏えいの場合の何倍と考 えればよいでしょうか?

- 1 4倍
- 2 10倍
- 3 20倍

# 3-4.「社会的信用の低下」の金額的大きさ

ソフトバンク対NTTの高速通信サービスの契約 対前月比増加数の推移比較と漏洩事件の影響

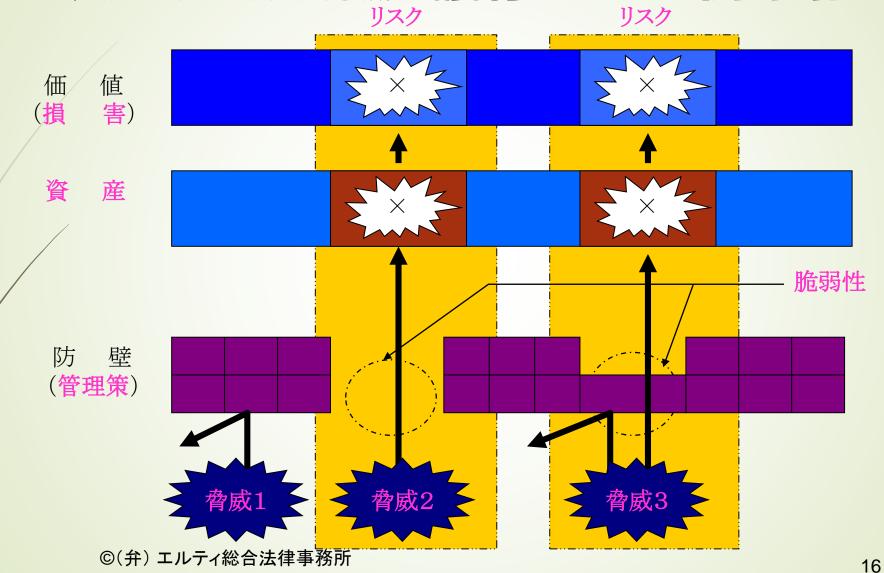


- ① 1月23日 242件漏洩の報道 ② 2月24日 451 万人漏洩の報道
- ③6月18日 660万件へ修正、通話記録140万件漏洩の報道

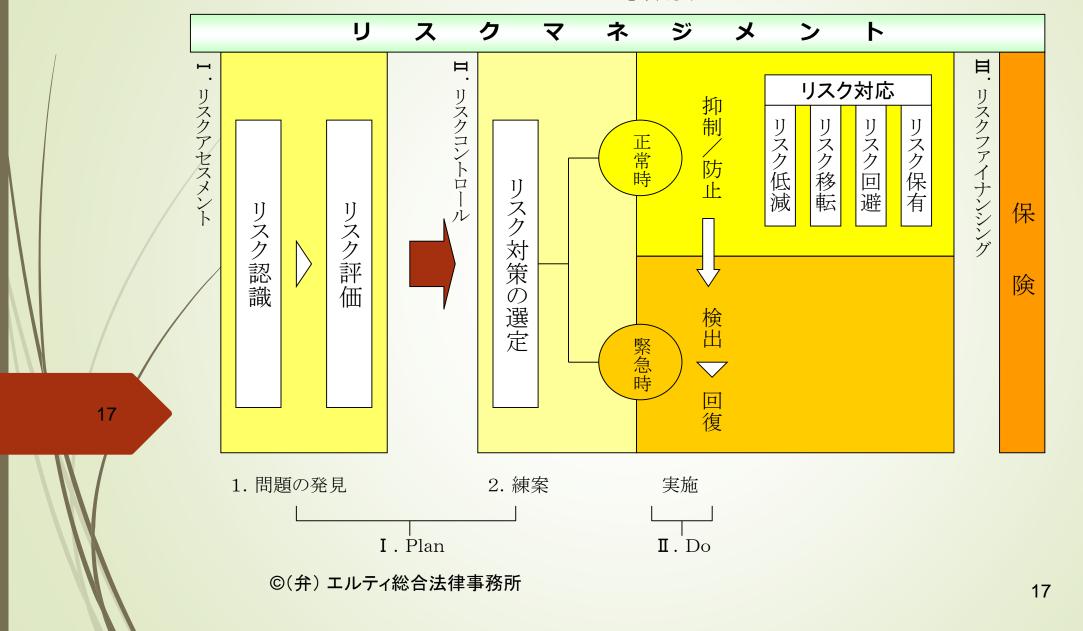
# 3-5. 「情報セキュリティ」は、なぜ必要なのか

- ・情報システムは「技術」である。デメリットを伴わない技術はない。
- ・<u>「社会的に許す法理」</u> = 技術の「有用性」を社会的に必要としており、 技術のデメリットによる「リスクをコントロール」できる場合には、 その技術の使用を認める、という考え方。
- ・「自動車技術」には、毎年交通事故死者が1万人というリスクがある。 だから自動車技術を使用することは「原則として禁止」されている。「運 転免許」とは、交通法規の理解と安全運転技術の修得を条件として「禁止 を解除」すること。
- ・「コンピュータやインターネット技術」にも情報漏えいやネット自殺など デメリットがあるが。その使用は「原則として自由」である。しかしそれ を安全有効に使用するためには「情報セキュリティ (機密性(C)・完全 性(I)・可用性(A)・説明責任性(A))」が不可欠である。

# <資産と管理策と脅威と脆弱性とリスクの相関関係>



## 〈リスクマネジメント技法〉



#### 〈労働力形態による内部統制力喪失関係

#### →統制力におけるバルネラビリティ比較〉

	自社常用	自社契約	自社パク	派遣	委託	再委託
帰属・服従意識	0	Δ	Δ	×	×	×
兼•競業禁止権	0	0	×	×	×	×
懲戒解雇権	0	0	0	×	×	×
懲戒権	0	Q	0	×	×	×
研修命令権	0	0	0	×	×	×
規範遵守要求権	0	0	0	0	×	×
守秘要求権	0	0	0	0	0	Δ
誓約書徴求権	0	0	0	Δ	×	×
業務指揮命令権	0	0	0	0	×	×
監査権	0	0	0	×	×	×
改善指導命令権	0	0	0	×	×	×
損害 契約 賠償	0	0	0	×	0	×
請求権不法行為	0	0	0	0	0	0

#### 〈アウトソーシングと内部統制〉

- 1. アウトソーシングにおける個人情報漏洩事件の頻発
- 2. なぜか? ①アウトソーシングによる内部統制力の喪失
  - ②アウトソーシング先の内部統制力の不十分
  - ③再委託

19

3. 「アウトソーシングセキュリティ構造式」  $\frac{SL(X) \leq SL(Y) \leq SL(Z)}{SL(X) = C(X) - R(X) \cdot SL(Y) = C(Y) - R(Y) \cdot SL(Z) = C(Z) - R(Z)$ 

R (X) = R (Y) = R (Z),  $C(X) \le C(Y) \le C(Z)$ SL=Security Level, C=Control, R=Risk

- 4. 「アウトソーシング・セキュリティリスクマネジメント」

  - ②アウトソーシング先が十分な「ISMS」を有していること
  - ③喪失した統制力の補填:「関与制度」報告義務、監査権、改善要求権、完全損害賠償義務
  - ④再委託にも①~③+機関法53条は、事実上「再委託拒絶」

©(弁) エルティ総合法律事務所

## 3-6.漏えいは、とうやって、防止するのか

#### まず、「きちんと管理」すること

- ・カギの掛かるところに保管する
- ・コンピュータにセキュリティ装置をつける
- ・委託先を管理する

など

#### つぎに、「漏えい防止のこころを強く」すること

- ・個人情報保護法、ガイドラインを守る
- ・「個人情報を大切にするこころ」を育てる など

# 3-7.「標的型サイバー攻撃」の脅威

- ▶ 大企業ばかりでなく、中小企業も標的となっている。
- ファイヤーウォールやウィルスチェックプログラムもすり抜ける。
- ▶日本が標的となっている。
- 攻撃者が、明らかに財産的利益を狙い定めている。
- ▶ 攻撃に対する刑事罰的抑止力が殆ど機能しない。逮捕できない。
- ← 中小企業の自衛策は何か。
  - →重要な情報資源(「マイナンバー」や「特許情報」など)を管理している パソコンと、インターネット通信をするパソコンを分け、かつ、同じLANに接 続しない。

# 3-8.「個人情報を大切にするこころ」を育てる

平成16年7月、横浜市中区の産婦人科医が堕胎した胎児の遺体を「一般ゴミ」として捨てた、という新聞記事を読んだ。 私は胎児の遺体の生々しさを瞬時に脳裏に描き、その悲惨さと 医師に対し強い怒りを感じた

平成16年9月、草加市役所からコンピュータ処理を受託した企業の元SEが、市民の個人情報が印刷されたテスト用帳票を「一般ゴミ」として捨てていた、という記事を読んだ。

しかし、私は草加市の事例には、胎児遺体の事件について感じたと同じ、強い怒りを感じなかった。 なぜか。 帳票に印刷されていた市民の個人情報は、市民の「こころ」である。 遺体と比べてこころが決して軽い訳ではない。 実は、私たち人間という情報処理システムは、五感のうち「目」 に8割以上依存している。視覚的な情報の処理には敏感だが、 不可視な情報の処理は得意ではない。

コンピュータの中に、 示ジタル 示一タとして記録されている個人情報は、 完全に「不可視」である。 示ジタル 示一タとしての個人情報に、 向き合う私たちは、 たとえてみれば ヘレンケラーのようなものである。 私たちは個人情報のこころの大切さを理解するためには、 その三重苦を乗り越えるための努力をしなければならない。

私たちの一人一人が、この困難さを認識し、「個人情報を大切するこころ」を育むことが、究極の個人情報保護対策である。